



広報

と
め

JANUARY 2008

1.21

No.68

おじいちゃんと一緒にぺったんぺったん！

(豊里保育園でもちつき大会)

MIYAGI TOME PUBLIC INFORMATION

申告相談が始まります

2月12日(火)から3月17日(月)まで

市県民税・国民健康保険税・介護保険料の申告相談は、2月12日(火)から3月17日(月)まで、旧町域、行政区ごとに実施します。日程は、各世帯に配布される「申告相談について(案内)」で確認してください。

申告が必要な人

平成20年1月1日現在、市内に住所を置き、次に該当する人です。

①平成19年中に所得のあつた人(公的年金を受給している人を含む)。また、給与所得者については、次に該当する人です。

▼勤務先から給与支払報告書が提出されていない人

▼給与所得のほかに農業所得などの各種事業所得、不動産所得、配当所得、雑所得などがある人

②次のいずれかに該当する人

は、申告書附表の提出だけで構いません。附表を提出することで、申告したことになります。

▼収入がまったくなかつた(他市町村に居る家族の扶養になつてているなど)

▼収入が障害年金・遺族年金・失業給付などの非課税所得のみ

▼収入が国民年金のみ
申告書附表は申告相談の案内に添付しています。必要な項目を記入して、各申告会場、または各総合支所地域生活課へ3月17日(月)までに提出してください。

農業所得簡易計算が廃止

去年まで農業所得の計算で

適用されていた簡易計算(所得率)が廃止になりました。このことから、今年の申告から、作付け面積の多少にかかわらず、収支計算での申告となります。

円滑に申告相談を進めるため、事前に書類の仕分けや計算を済ませておいてください。

日曜日の申告相談

申告期間中、会場ごとに1回の日曜申告相談日を設けます。受付時間は、午前10時30分までとなります。日程は申告会場ごとに違いますので、申告相談の案内にある日程表で確認してください。

畜産収支事前記帳相談会

畜産収支事前記帳相談会の対象者は、畜産分の計算は、非常に時間がかかりますので、必ず記帳相談会で済ませてください。

【必要書類】

①畜産に係る収支内訳書

- ②畜産分の計算は、非常に時間がかかりますので、必ず記帳相談会で済ませてください。
- ③畜産農家(個人事業主)が対象です。
- ④畜産分の計算は、非常に時間がかかりますので、必ず記帳相談会で済ませてください。
- ⑤畜産に係る収支内訳書

総務部 税務課 市民税係
0220 (22) 2163

【畜産収支内訳書事前記帳相談会日程表】

会場	日 程	受付時間
石越総合支所	1月23日(火)・24日(水)	8:30
東和総合支所		11:00
豊里総合支所	1月25日(木)・28日(日)	13:00
登米総合支所		15:30
津山公民館	1月29日(火)・30日(水)	8:30
南方庁舎		11:00
中田庁舎	1月31日(木)・2月1日(金)	13:00
米山総合支所		15:30
迫公民館		



「ここにちは赤ちゃんサロン」が始まります

お母さん同士で、妊娠中のこと、出産や育児のことについてゆっくり話をしてみませんか。

先輩ママの話、助産師や保育士など専門のスタッフからのアドバイスなど実際に役立つ話はもちろん、友だちや育児仲間ができるチャンスです。みんなで楽しいひとときを過ごしましょう。

【対象】

市内に在住の妊婦さん、1歳くらいまでのお子さんがいるお母さん

【日程】月2回

- ▶ 2月=1日（金）、22日（金）
- ▶ 3月=7日（金）、21日（金）



【時間】

午前10時～11時30分（午前9時45分から受け付け）

【場所】

南方子育てサポートセンター（市役所南方庁舎1階）

【持参するもの】

母子手帳、筆記用具



【内容】

- ①みんな（仲間・親子）で楽しいひとときを過ごしましょう
- ②気になること、自分の気持ちなどを語り合おう
- ③専門スタッフからのワンポイントアドバイス

【スタッフ】

助産師、保健師、保育士、栄養士、歯科衛生士ほか

【申込方法】電話

【申込期限】開催日の前日

【申し込み・問い合わせ】

市民生活部健康推進課 地域保健係

☎ 0220（58）2116



要介護者の障害者控除と医療費控除

障害者控除

◆障害者控除対象者認定書の発行について

要介護認定された人は、所得申告の障害者控除に該当しますが、控除を受けるためには「障害者控除対象者認定書」が必要です。

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳が交付されている人は、それらの手帳を所得申告の際に提示すれば、障害者控除または特別障害者控除の対象となります。ただし、障害者控除の対象者（障害等級が3～6級の人など）でも、要介護4・5の人は特別障害者控除の対象となりますので、申請をしてください。

本年度も対象者に申請を案内する通知書を送っています。なお、通知書が届いていない、またはなくした場合でも要介護者であれば、申請することができますので、手続きの上、認定書を受け取ってください。

【対象者】

平成19年12月31日現在（平成19年中に亡くなった場合は、亡くなった日現在）で、要介護1から5までの認定を受けている65歳以上の人

- ▶要介護1～3＝障害者控除
- ▶要介護4・5＝特別障害者控除

【手数料】無料



医療費控除

◆おむつ使用証明書の発行について

寝たきり状態および尿失禁の可能性がある要介護者のおむつ代は、医師が発行するおむつ使用証明書により医療費控除の対象になります。ただし、2年目以降は市で医療費控除の対象として認められる証明書を発行します。

【対象者】

おむつ代について医療費控除を受けるのが2年目以降の要介護者

※1年目は医師の証明書が必要です。証明書の様式は各総合支所の市民福祉課にあります。

【手数料】1通 300円

手続き

【申請期間】

1月28日（月）～3月14日（金）の午前8時30分～午後5時15分（土曜・日曜日、祝日を除く）

【申請先】

- ▶各総合支所市民福祉課 市民福祉係
- ▶市民生活部介護保険課 介護保険推進係
(市役所南方庁舎2階)

【必要なもの】対象者の介護保険被保険者証

【申請できる人】対象者またはその親族

【問い合わせ】市民生活部介護保険課
各総合支所市民福祉課

介護保険推進係 ☎ 0220（58）2117
市民福祉係

原動機付自転車・小型特殊自動車のナンバープレート形状のデザインを募集

登米市をイメージした原動機付自転車および小型特殊自動車のナンバープレート形状のデザインを募集します。

【応募資格】 市内に居住または通勤・通学している人

【応募規定】

- ①登米市の地域イメージを表している形状であること。
- ②交通に危険のない形状であること。
- ③A4版の紙を横長に使用して、手書きまたはパソコンなどによりプリントアウトしたもの。
- ④ナンバープレートの大きさは、縦10cm、横20cmです。
- ⑤一人2作品まで応募できます。
- ⑥自作の未発表作品であること。
- ⑦1作品ごとに、裏面へ住所・氏名・年齢・電話番号を記入してください。市外に住んでいる人は市内の勤務先または学校名も記入してください。

【募集期限】 2月29日（金）必着

【応募方法】 総務部税務課か各総合支所地域生活課地域係に持参（閉庁日を除く）または郵送してください。

【選考方法】 応募された作品の中から数点選考し、市民の投票により入選作品1点を選考します。

【その他】

- ①応募作品は返却しません。

②入選作品に関する一切の権利は登米市に帰属します。

③標識としての使用に当たって、若干の変更・修正をする場合があります。

④入選者にはナンバープレートのレプリカなどを贈ります。

【応募先・問い合わせ】

〒987-0511

登米市迫町佐沼字中江二丁目6番地1

登米市総務部税務課 市民税係

☎ 0220(22)2163

参考

松山市では「雲をイメージしたかたち」の
ナンバープレートが採用されています



旧こじか園跡地を売却します

一般競争入札で市有財産（土地）を売却します。

◇売却物件・予定価格（最低売却価格）

市有財産		所 在	地 目	地 積	予 定 価 格
物件1	土地	登米市迫町佐沼字西佐沼173-2	宅地	329.86m ²	6,102,000円
物件2	土地	登米市迫町佐沼字西佐沼173-3	宅地	344.65m ²	6,155,500円



◇入札参加申込書の交付、受け付け

【期間】

1月21日（月）～2月8日（金）午前9時～午後5時
※土曜・日曜日を除く

【場所】 総務部総務課 財産係（市役所迫庁舎2階）

【提出方法】 持参または書留による郵送

【提出期限】 2月8日（金）必着

◇提出書類

- 一般競争入札参加申込書（印鑑登録のある印を使用）
- ※添付書類（各証明書は発行後3ヶ月以内のもの）
 - ①個人=住民票抄本、印鑑証明書、本籍地の市町村長が発行する身分証明書、身分証（運転免許証、健康保険被保険者証の写しなど）各1通
 - ②法人=登記簿謄本、代表者の印鑑証明書 各1通

◇現地説明会の日時・場所

【日時】 2月13日（水）午後1時30分

【場所】 物件1・2の現地

◇入札保証金

入札に参加する人は、入札する金額の100分の5以上（円未満切り上げ）の保証金が必要です。入札日の前々日までに、市が指定する銀行口座に振り込んでいただきます（振込手数料は入札参加者の負担）。

◇入札

【日時】 2月22日（金）午後1時30分

【場所】 迫公民館1階 研修室

◇契約の締結など

- ①落札者には、落札後速やかに「買受申込書」を提出していただきます。
- ②契約は、2月29日（金）までに行います。
- ③売買契約書に貼付する収入印紙、所有権移転登記に必要な登録免許税は、買受者の負担になります。
- ④土地は、現状有姿での引き渡しとなります。

◇問い合わせ

総務部総務課 財産係 ☎ 0220(22)2091

4月から

75歳以上の人ための 後期高齢者医療制度が始まります

4月から後期高齢者医療制度が始まることにより、75歳以上の人など対象となる人は、国民健康保険や社会保険、共済組合保険などから後期高齢者医療保険へ移ります。保険証は一人一人に交付され、加入するすべての人が保険料を負担します。

制度のポイント

対象となる人

- ◇75歳以上の人
- ◇65～74歳までの人が、一定の障害がある人

※現在加入している社会保険や国民健康保険などの健康保険から、後期高齢者医療保険へ移行することになります。



保険証

- ◇対象となる人には、新しい保険証が一人に1枚交付されます。

※保険証は3月下旬に送付します。

※お医者さんにかかるときは、新しい保険証を医療機関に提示してください。



医療費

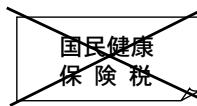


- ◇医療費は、これまでの老人保健制度と変わりません。医療機関窓口での自己負担割合は、1割（現役並み所得者は3割）です。

- ◇高額医療費などは、これまでと同様の給付が受けられます。各種申請手続きは、各総合支所の窓口で行います。

保険料

- ◇加入者全員が納めます。
- ◇保険料額は、加入者の前年中の所得などに応じて個人ごとに計算されます。
- ◇原則として、年金から天引きされます。
- ※社会保険の被扶養者など、これまで保険料負担のなかった人も保険料を納めます。



後期高齢者医療
保険料

保険料率

保険料率は、県広域連合で2年間の医療費を推計して、その1割を加入者全員でまかねるように算定しています。県内市町村は、同じ率が使用されます。なお、保険料率の見直しは、2年ごとに行われます。

所得割 7.14%

均等割 38,760円

宮城県後期高齢者医療広域連合で配布したパンフレット「後期高齢者医療制度の保険料が決まりました」と一緒にお読みください。



保険料額はこうして決まります

保険料は、前年中の所得金額などを基に、個人ごとに計算、賦課されます。

$$\text{保険料} \text{ (年額)} = \text{所得割額} + \text{均等割額}$$

(前年中の総所得額 - 基礎控除額 [33万円]) × 所得割率 [7.14%]

被保険者一人当たり
38,760円

保険料の計算方法 (概算)

スタート① 【所得割額】



わたしの保険料は
いくらになるんだろう?
計算してみよう!

あなたの健康保険は、次のうちどちらですか

国民健康保険

被用者保険
(通称=社会保険)

あなたは被用者保険の**本人**ですか
それとも**家族（被扶養者）**ですか

被用者保険の
本人

被用者保険の
家族（被扶養者）

あなたの収入は、次のうちどちらですか

公的年金等の収入だけ

公的年金等の収入 + そのほかの収入

公的年金等収入 - 120万円 は
いくらですか

※120万円は公的年金等控除
※遺族・障害年金は除きます

あなたの所得金額の合計はいくらですか
※平成18年分確定申告書をご覧ください

※実際は、平成19年分の所得で計算されます

A 円

被用者保険の扶養だった人の保険料

■所得割額

▶平成20年4月から22年3月までの2年間は、賦課されません (0円)

■均等割額

▶平成20年4月～9月 →賦課されません(0円)

▶平成20年10月～21年3月 →38,760円の5割の10%
(1,938円)

▶平成21年4月～22年3月 →38,760円の5割
(19,380円)

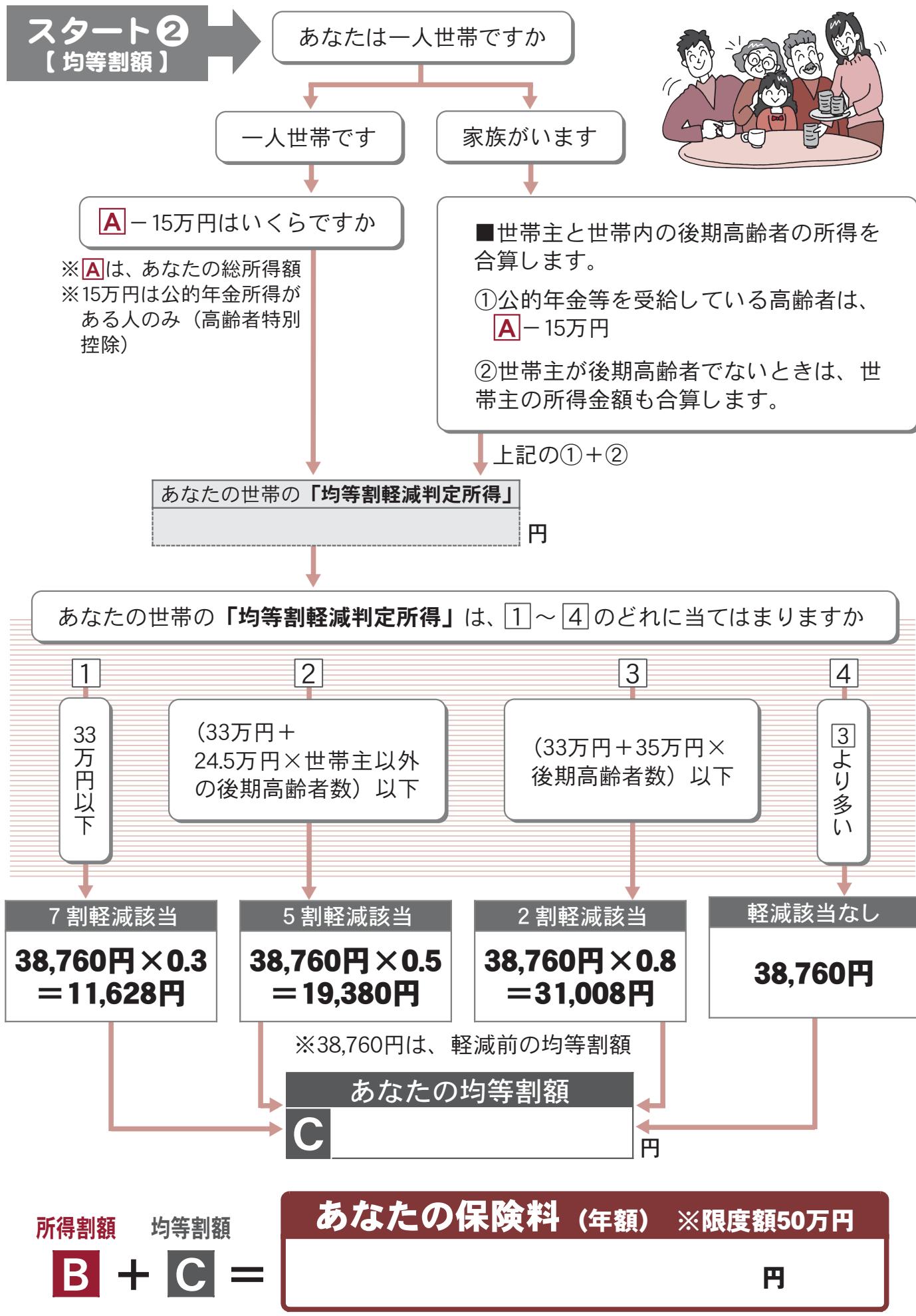
総所得額 基礎控除額 所得割率
(A - 33万円) × 0.0714

II

あなたの所得割額

B 円

※Aが33万円以下なら所得割額は0円



後期高齢者医療制度 Q & A

Q 老人保健制度とどこが違うの?支払う医療費などの違いもありますか?

A 対象者や医療費負担割合などは、基本的に現在の老人保健制度と変わりませんが、新たに被保険者一人一人が保険料を納めることになります。



Q 制度の対象とならない人にはどのような人がいますか?

A 現在の老人保健制度と同じで、生活保護法に属している人などが該当することになります。

Q 窓口負担が「1割負担となる人」「3割負担となる人」の判定基準はどのようになるか教えてください。

A 原則、窓口での負担は1割負担ですが、現役並み所得者に該当する人は、3割負担となります。

Q 窓口負担が「1割負担」と「3割負担」とは、どちらが適用を受けている75歳以上の人には、後期高齢者医療で医療機関にかかる人がいる人。

A ただし、70歳以上の人と後期高齢者医療で医療機関にかかる人が2人以上いる場合は、その収入合計が520万円未満、一人の場合は、383万円未満であれば、申請すると1割負担の「一般」に区分されます。

Q 現在、老人保健制度の適用を受けている75歳以上の人には、後期高齢者医療制度に変わると、何か手続きが必要ですか?

A 自動的に後期高齢者医療制度へ移行しますので、手続きの必要はありません。

Q 高額医療費の支給申請など各種手続きはどこで手続ができますか?

A 最寄りの総合支所窓口で手続きができます。

前期高齢者医療制度の見直し

◆70~74歳の人の窓口負担について

4月から2割とされていた窓口負担が、平成21年3月までの1年間は1割に据え置かれます。

※3割負担の人、一定以上の障害認定を受けた後期高齢者医療制度の受給者は除きます。

【問い合わせ】市民生活部保険医療課 国民健康保険係

☎ 0220 (58) 2166

後期高齢者医療制度に関する問い合わせ

【制度について】

▼宮城県後期高齢者医療広域連合

☎ 022 (266) 1021

▼市民生活部保険医療課
医療係

☎ 0220 (58) 2166

▼総務部税務課
国民健康保険税係

☎ 0220 (22) 2163

【保険料について】

☎ 0220 (58) 2166

□ 0220 (58) 2166

□ 0220 (22) 2163

□ 0220 (58) 2166

□ 0220 (22) 2163

□ 0220 (58) 2166

□ 0220 (22) 2163

□ 0220 (58) 2166

□ 0220 (22) 2163

□ 0220 (58) 2166

□ 0220 (22) 2163

□ 0220 (58) 2166

□ 0220 (22) 2163

□ 0220 (58) 2166

□ 0220 (22) 2163

□ 0220 (58) 2166

□ 0220 (22) 2163

□ 0220 (58) 2166

□ 0220 (22) 2163

□ 0220 (58) 2166

□ 0220 (22) 2163

□ 0220 (58) 2166

□ 0220 (22) 2163

□ 0220 (58) 2166

□ 0220 (22) 2163

□ 0220 (58) 2166

□ 0220 (22) 2163

□ 0220 (58) 2166

□ 0220 (22) 2163

□ 0220 (58) 2166

□ 0220 (22) 2163

□ 0220 (58) 2166

□ 0220 (22) 2163

奨学生を募集します

市育英資金・浅野兄妹奨学資金

市育英資金および浅野兄妹奨学資金は、平成20年4月以降に下記の校種に進学・進級する人で、経済的理由により修学が困難な人に奨学金を貸し付けするものです。

【校種】 国内の高等学校、専門学校、高等専門学校、短期大学、大学（大学院を除く）

【申込資格】 家計・学力・人物が、基準に合致していること。

◆家計

世帯の平成19年中の総所得金額が、別表1に定める基準以下であること。また、別表2の事由に該当する場合は、別表1の基準額に別表2の特殊事情算入額を足した額が基準額となります。

【別表1】

区分	基準額
1人	1,780千円
2人	2,820千円
3人	3,280千円
4人	3,550千円
5人	3,820千円
6人	4,020千円
7人	4,220千円

※世帯人員が8人以上の場合は、一人につき200千円を加算する。

【別表2】

区分	事由	特殊事情算入額
特殊1	世帯内に高校へ就学している人がいる場合	770千円 (一人につき)
特殊2	世帯内に大学・短大・専門・高専へ就学している人がいる場合	990千円 (一人につき)
特殊3	そのほか家計をひっぱくする事由があると認められる場合	総所得金額と基準金額の差額分

※特殊1・2の事由=平成20年4月現在

◆学力

成績が学年評定3.5以上で、かつ、最終学年における成績が上位50%以内に入っていること（スポーツ、芸術などで卓越している人または特に学心旺盛で学校長が推薦する場合は考慮する）。

◆人物

市内に3年以上在住し、現に生計の基礎が市内にある人で、心身ともに健康な人。

【貸付月額】

区分	高校生	専門学校生、高等専門学校生、短大生、大学生
自宅通学	1万円以内	4万円以内
自宅通学以外	3万円以内	5万円以内

【貸付期間】

高校生 専門学校生 大学生	4年以内
高等専門学校生	5年以内
短大生	2年以内

【貸付方法】 年2回以内、奨学生本人の預金口座（郵便局・漁協を除く）に振り込みます。

【償還方法】 年賦、半年賦、月賦（いずれかを選択）

上杉奨学金

上杉奨学金は、市内に在住する高校3年生や社会人などで大学へ進学を希望する人、現在大学に在学中で学資の支払いが困難な人に奨学金を貸し付けするものです。

【校種】 大学

【採用者数】 年間3人以内

【優先順位】 貸し付けの順位

第1位	第2位	第3位
大学生（在学生）	社会人	高校生

【貸付年額】 50万円以内

【貸付期間】

医学部、獣医学部以外	4年以内
医学部、獣医学部	6年以内

【貸付方法】 年1回、奨学生本人の預金口座（郵便局・漁協を除く）に振り込みます。

【償還方法】 年賦、半年賦（いずれかを選択）

◆共通事項

【募集期間】 3月3日（月）～25日（火）

【保証人】 必要

【奨学資金の償還】

◇奨学資金は無利子です。

◇卒業、進学先、就職先を条件とした償還免除制度はありません。

◇償還期間は10年以内。

【選考方法】 奨学生選考委員会で審査を行います。

※採用にならない場合もあります。

【奨学生決定時期】 4月

【応募書類】

①奨学生願書（様式1号）

②校長推薦書（様式2号）

③健康診断書（学校発行のものでも可）

④住民票謄本（家族全員分）

⑤納税証明書（保証人、連帯保証人）

※連帯保証人=一人は家族で可、もう一人は別世帯で独立生計を営む人

⑥平成19年中の家族全員の所得が分かる書類

※例=住民税申告書（写）または確定申告書（写）。給与所得のみの場合は、源泉徴収票（写）

⑦合格通知書、入学通知書（写）

*①と②は市ホームページからダウンロードできます。

詳細は、教育委員会教育総務課または各教育委員会事務所にお問い合わせください。

【申し込み・問い合わせ】 ▶教育委員会教育総務課 総務係 ☎ 0220（34）2670 ▶各教育委員会事務所



大森 康生くん
(豊里町上谷地・健広さん)



加美山朝々くん
(豊里町加々巻・義治さん)



小池 麻耶ちゃん
(登米町金沢山・一行さん)



箱石 京花ちゃん
(登米町前舟橋・雄悟さん)



阿部 瑞太くん
(津山村石貝・盛一さん)



佐々木圭斗くん
(津山村元町第二区・清悦さん)



須藤 里奈ちゃん
(津山村入沢・康之さん)



関野 真弥ちゃん
(津山村本町二丁目・浩行さん)



佐々木理澄くん
(迫町中江・俊彦さん)



富士原和仁くん
(迫町上沢・祥史さん)



石川 倍くん
(迫町大網東・正弘さん)



佐藤 洋輔くん
(迫町板橋・留美さん)



上野 大和くん
(迫町西館・陽一さん)



佐藤 羽奏ちゃん
(迫町山の上・誠さん)



西山 嵐くん
(迫町倉崎・優さん)



佐藤 成海くん
(迫町泥内・勝海さん)



中津川りのあちゃん
(迫町永田・淳也さん)



※()内には申し出があった保護者の名前を掲載しています。



湖 美結ちゃん
(迫町大網西・竜行さん)



湖 杓人くん
(迫町大網西・竜行さん)



伊藤 俊輔くん
(迫町坂戸・秀則さん)



石川 菜夏ちゃん
(迫町品の浦・真由美さん)

2月の歯科健康相談日

【日時】 4日（月）午後1時～4時

【場所】 市役所南方庁舎

※相談は無料で予約制。健康推進課の歯科医師が対応します。

【予約・問い合わせ】

市民生活部健康推進課 地域保健係 ☎ 0220 (58) 2116



チャチャワールド冬季特別営業について

【営業日時】 1月26日（土）、27日（日）、2月の毎週土・日曜日と祝日の午前10時～午後4時

【その他】 期間中「登米ジュニアパスポート」利用可

【問い合わせ】

チャチャワールドいしこし ☎ 0228 (34) 2221

機構改革

「新産業対策室」を新設
～セントラル自動車本社移転に対応～

市では、トヨタ自動車の生産子会社セントラル自動車の本社、工場が第二仙台北部中核工業団地との近接地に移転することの発表を受け、1

月1日付で、産業経済部内に「新産業対策室」を新設しました。

今後、関連企業の新たな立地や地元企業への受注、雇用

拡大などが期待されることから、新産業分野の情報収集、提供、企業支援などに迅速に対応するため室長ほか3人を配置したものです。

職員人事異動

退職

◇12月31日付

【総務部】▼危機管理監＝成澤克信▼税務課参事（徴収対策担当）＝及川正喜

【医療局】▼佐沼病院薬剤部薬剤師主任＝加藤祐太郎▼登米病院看護部准看護師＝安田洋子▼登米病院看護部准看護師＝猪又としえ

異動



（ ）は前職

◇1月1日付
【総務部】▼危機管理監＝阿部力郎（福祉事務所生活福祉課参事（福祉施設計画担当）

【企画部】▼行政改革推進課主査＝佐藤正人（豊里総合支所地域生活課主査）

【産業経済部】▼次長兼畜産課長＝小野寺富雄（産業経済部次長）▼参考（畜産振興担当）＝永浦敬悦（同参考兼畜産課長）▼次長兼新産業対策室長＝千葉顕治（同次長）▼商工観光課課長補佐（商業振興・産業立地担当）兼新産業対策室長補佐兼新産業対策係長＝星茂喜（同商工観光課課長補佐）▼新産業対策室主査地担当）＝新田公和（企画部行政改革推進課主査）

【内容】
午前10時～午後3時
（たこ揚げ大会）・漫画教室

【申込方法】電話
【参加費】無料
【申し込み・問い合わせ】
石ノ森章太郎ふるさと記念館
0220(35)1099

【日時】1月27日（日）

が1月25日、命日が同28日の生誕70周年記念メモリアルデーとして、生誕祭を開催します。

石ノ森章太郎さん（誕生日山出張所主幹）▼同消防士兼情報指令係消防士＝星仁（同南出張所消防士）▼南出張所消防士＝渡辺大輔（同警防救助係消防士）▼北出張所主幹＝中村弘一（同情報指令係主幹）▼津山出張所主幹＝渡邊

石ノ森章太郎記念館からのお知らせ

（それぞれ申し込みが必要。各教室先着50人）▼もちバ

イキング、果報もち、もちつき体験▼トークショー「父親“章太郎”を語る」、俳優＝小野寺丈さん（石ノ森章太郎さんの長男）

登米地域園芸振興研修会

～GAP手法導入に向けて～

農産物の安全確保、生産段階からのリスク管理を行う農業生産工程管理（GAP）手法導入研修会を開催します。

【日時】2月5日（火）午後1時30分～

【場所】ホテルニューグランヴィア

【対象者】市内園芸農家、関係機関・団体など

【内容】

◇講演会（午後1時30分～）

▶演題「消費者が求める日本農産物への信頼」

▶講師：宮城大学食産業学部 池戸重信教授

◇総合検討会（午後2時45分～）

▶コーディネーター：池戸重信教授

▶パネラー：JAいしのまき、（有）未来菜園、

県食産業振興課、JAみやぎ登米

【問い合わせ】

▶産業経済部農産園芸課 ☎ 0220(34)2713

▶登米地方振興事務所農業振興班

☎ 0220(22)6124

●GAPとは？

Good Agricultural Practiceの頭文字をとったもので、直訳すると「良い農業の実践」となります。

農産物生産から流通の各段階で、生産者が食品の安全確保・環境の保全・労働者の安全確保を実践し、各工程の記録、点検を行うことで、食品に関するトラブルを事前に回避するための、農業生産工程を管理する手法をいいます。

